

# 一人ひとりの状況に合わせて 自立を支援する 「生活困窮者自立支援制度」

このコーナーでは、全国で活躍している  
金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。

今回のテーマは「生活困窮者自立支援制度」。  
生活がどうにもたちゆかなくなる前に、それぞれの状況に合わせて  
適切な支援を行い、自立へとつなげる公的な制度です。

第13回

講師：黒羽健司

千葉県金融広報アドバイザー

## 急増した 生活保護受給者

生活困窮者の支援制度としては、皆さんご存じの生活保護制度があります。これは憲法によって最低生活を保障したもので、資産、能力、その他あらゆるもの（年金や手当など）を活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じた保護を実施するものです。

生活保護は個人ではなく世帯に支給されます。都市・地方など物価水準の違いなどを踏まえて、世帯ごとの最低生活費を算出。世帯全員の収入を合計して、最低生活費に足りない分を生活保護費として支給します。収入にプラスして最低生活費が支給されると誤解している人も多いようですがそうではありません。

生活保護受給世帯は平成に入り増加の一途をたどっています。とくに平成20年以降受給者は急増し、ピークの26年には216万人。65歳以上の受給者の増加が著しく、なんと全体の46%を占めています。

生活保護の8つの扶助（①生活②住宅③医療④介護⑤教育⑥出産⑦生業⑧葬祭）のうち金額で最も多くを占めているのは、実は医療扶助（扶助全体の43%）であることは、生活保護受給者の高齢化を示しているといえます。

もっとも受給者の中には、通常なら働ける世代でありながらさまざまな理由に

より就労できずにいる世帯も多く含まれ、27万人、10年前と比べると3倍にもなっています。また、現在は貯金や資産があるため生活保護を受けていなくても、収入が途絶えていることから、このままでは生活保護に至る可能性が高い人も見受けられます。さらに、社会の中には、生活保護と無縁の生活を送っていても、突然経済的に困窮することとなる人もいます。こうした人たちは、困窮の度合いが高まると、そこからなかなか抜け出せません。

## 複合的な問題に対処する 生活困窮者自立支援制度

このような人たちも、自分一人では難しいけれど、支援があれば自立できる可能性があります。生活保護に至る前に自立の道を支援しようと、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を支援するものとして、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

生活困窮にはさまざまな理由があります。仕事に就けない、就かない、解雇。心身の病気、ひとり親家庭、介護などのための離職。あるいはDVなどによりパートナーから逃げている人もいます。多くは問題を複合的に抱えています。それらを一つ一つ整理して適切な支援を提供し、再び自立した生活を送ることが

できるようにするのがこの制度です。従来の縦割り行政ではなかなか一人の人を複合的に支援できる仕組みがありませんでした。

## 自立に向けた さまざまな支援の内容

具体的な支援内容は表1の通りです。ワンストップ型の相談窓口として、問題を抱え困窮している人を早期に把握し支援することを目的とする、**自立相談支援事業**がとくに重要です。福祉事務所のあ

る全ての自治体に相談窓口があります。就職のためにきちんとした住居も必要です。現在住居がない、あるいは失う恐れの高い人には、就職活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する**住居確保給付金の支給**も行われます。これら2つは必須事業として行われています。

そのほか任意事業として「就労準備支援事業」「就労訓練事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「生活困窮世帯の子どもの学習支援」などを国の補助を受けて実施しています。ケースに合わせ、自立に向けた手厚い支援が行われています。

## 相談者に寄り添う 支援の流れ

まずは相談窓口への来所や電話で相談します。相談員が訪問することもできま

す。

なお、相談の内容により、自立相談支援窓口ではなく、生活保護を含むほかの機関での対応が適当と判断した場合には、その機関の窓口と同行するなどの支援を行い、確実に支援をつなげるようにします。

相談員は相談者本人だけでなく世帯やそれを取り巻く状況、問題の背景などについて理解を深め、抱えているさまざまな課題を包括的に把握して分析・評価し、解決のための支援を探ります。

その後、相談者の希望を尊重しながら必要な支援が計画的に行われるように、一緒に自立に向けたプラン案を策定します。その後自治体を交えた支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うかを決定します。

支援プランが決定したらそれに基づき、地域のさまざまな関連機関が連携して支援を提供します。それらの支援が目標に向けて行われているかを定期的に把握し、

支援プラン通りにいけない場合は必要に応じて再検討します。

問題が解決すると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

### 誰もに門戸が開かれた制度

新しい制度であり認知度が低いのが現状ですが、この事業の特徴は、生活保護受給者以外誰もが、どんな経済的不安でも相談できるということです。ギリギリの生活を送りながら誰にも相談できずにいる核家族や単身世帯が増え、生活に困窮している人たちを孤立させないという目的の一つで、専門の知識をもった人たちが、さまざまな社会資源がスクラムを組んで支援にあたります。早めに相談を受けたほうが解決も早く、少しでも自立できる世帯が増えるであろうと期待されています。

## の 回 今 ま

★生活保護に至る前の「生活困窮者自立支援制度」

★複合的な問題をワンストップで支援

★誰でも、小さな経済的不安でも相談できる

表2:「生活困窮者自立支援制度」相談から支援までの流れ

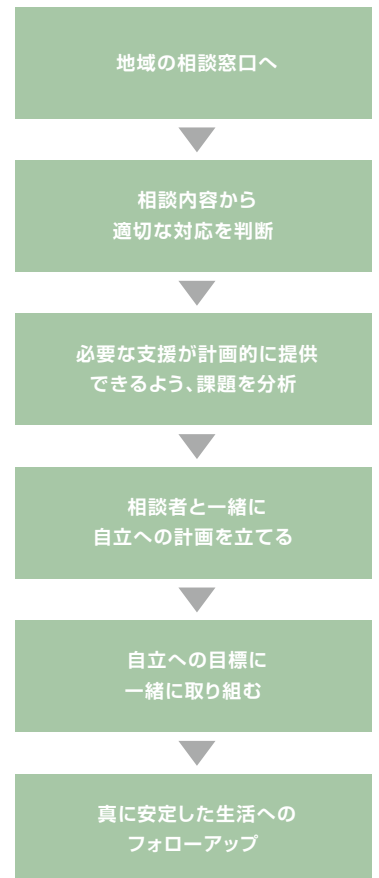


表1:「生活困窮者自立支援制度」による支援

自立相談支援事業(必須)	専門相談員が問題を整理し、個別の支援計画と一緒に作成。さまざまな社会資源にも働きかける。
住居確保給付金の支給(必須)	就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給。就労への基盤とする。
就労準備支援事業	直ちに就労が困難な人に6カ月から1年の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労機会を提供。
就労訓練事業	直ちに一般就労することが難しい人のために、その人に合った作業機会を提供しながら就労に向けた支援をする。
一時生活支援事業	住居を持たない人やネットカフェなど不安定な住居形態にある人に、一定期間、衣・食・住を提供。
家計相談支援事業	家計状況を「見える化」して根本的な問題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように支援する。
生活困窮世帯の子どもの学習支援	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、居場所作り。進学支援、高校中退防止の支援など。



黒羽健司 くらほ・けんじ

信用組合、生命保険会社、社会保険事務所に勤務。1997年にCFP資格を取得後、独立系ファイナンシャルプランナー会社に所属し、個人向けコンサルティングを中心に講師活動も行ってきた。2004年より日本FP協会千葉支部の運営に携わり、副支部長を経て、現在は幹事としてFP普及活動を行っている。2014年から福祉事務所で生活保護受給者の資産活用の支援業務に関わるようになる。2015年度より千葉県金融広報アドバイザー。1級FP技能士。